○令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領

令和６年１月１２日市長決裁

１　趣旨

　　コロナ禍等による原油価格・物価高騰に直面している中にあっても、市内の障がい者施設等がその負担を利用者に転嫁することなく各種サービスを安定、かつ継続的に提供するため、予算の範囲内において令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付する。

　　上段の支援金の交付に関しては、越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則（平成８年規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領（以下「要領」という。）の定めるところによる。

２　交付対象者

　　支援金の交付を受けることができる者は、令和５年１０月１日時点において、本市に所在地を有し、かつ事業運営している別表に掲げる事業所のうち、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす法人とする。

1. 事業運営を休止していないこと。
2. 申請日時点で事業運営を廃止又は休止していないこと。
3. 申請日の属する月から令和６年３月３１日までの間に、法人又は事業所側の都合による事業運営の廃止又は休止を予定していないこと。
4. 令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までの間に原油価格・物価高騰を理由とした光熱費、燃料費、食事提供を行う施設においては食材費のいずれか一つでも利用者又は入居者（以下「利用者等」という。）負担額を引き上げていないこと。ただし、申請日前までに利用者等に当該引き上げ額の返金等を実施し、利用者等への価格転嫁を解消した場合にはこの限りではない。
5. 受領した支援金を、別表に掲げる事業所の要領４で規定する経費に全額充当させること。

３　支援金の額等

1. 支援金の額は、別表のとおりとし、それぞれの事業所ごとの額を合計して得た額とする。
2. 支援金の交付は、１法人につき１回限りとする。

４　支援金の対象経費

　　支援金の対象経費は、令和５年１０月１日から令和６年３月３１日までの間の各事業所において負担する光熱費、燃料費および食材費のほか、原油価格・物価高騰の影響を受ける経費とする。

５　交付申請

　　支援金の交付を受けようとする法人（以下「申請者」という。）は、令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書（様式第１号）（以下「申請書」という。）を、市長に提出しなければならない。ただし、規則第５条第２項第１号から第３号に掲げる事項の書類は、添付を要さない。また、規則第５条第２項第４号の市長が必要と認める事項は、事業所一覧（別紙１）とする。

６　申請期間

　　支援金の交付の申請は、令和６年１月２２日（月）から令和６年２月１６日（金）までの間にするものとする。

７　交付決定等

1. 市長は、要領５の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、規則第８条第１項各号で規定する条件のほか、申請書に記載されている申立事項を遵守する旨を付したうえで、令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
2. 市長は前号の審査の結果、不備不足等があると認められる場合は、申請者に対して補正を求めることができる。なお、補正依頼を受けた申請者は、申請期間内に市長に対し、補正した申請書等を提出するものとする。
3. 市長は、前２号の審査の結果、支援金を交付すべきではないと認めたときは、令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。

８　交付決定の取り消し及び支援金の返還

1. 市長は、規則第１９条第１項各号のいずれかに該当すると認めるときは、令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書（様式第４号）により、支援金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
2. 市長は前号により支援金の交付を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

９　実績報告

　　支援金に係る実績報告は、規則第１５条第１項ただし書により提出を求めない。

10　その他

　　本要領に規定するもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 事業所種別 | 支援金額 |
| 入所系 | 障害者支援施設共同生活援助短期入所（空床利用を除く） | 【定員１人あたり】　１２，０００円 |
| 通所系 | 地域活動支援センター生活介護自立訓練就労移行支援就労継続支援Ａ型就労継続支援Ｂ型 | 【１事業所種別ごと】　１４０，０００円 |
| 訪問・相談系 | 居宅介護重度訪問介護同行援護行動援護就労定着支援（同一建物内で就労移行等を実施している場合を除く）自立生活援助指定特定相談指定一般相談 | 【１事業所ごと】　１０，０００円 |

（様式第１号）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請収受日 | 請求収受日 |
|  |  |

令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書

令和　　年　　月　　日

越谷市長　宛

申請者　　住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　法 人 名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者名

　　　　　　　　　　　　　　　　　記入者名

　　　　 連 絡 先

令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金の交付を受けたいので、下記２の申立事項を確認同意のうえ、令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領５の規定に基づき申請します。なお、交付決定の際は当該支援金を下記３に記載の口座に振り込むよう併せて請求します。

記

１　支援金交付申請（請求）額　　　　金　　　　　　　　　　　　　　　円

　　※支援金内訳に関しては、事業所一覧（別紙１）のとおり

２　申立事項

　・　令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領２の各号に掲げている条件をすべて満たしていることに相違ありません。

　・　越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第２２条に基づく関係書類の整備

及び同規則第２３条に基づく調査等を遵守します。

　・　令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付実施要領８－（２）に該当したときは支援金を返還します。

３　添付書類　　　事業所一覧（別紙１）

４　振込先口座情報

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 金融機関名 | 銀　　行信用金庫農　　協 | 支店名 | 　　　　　　　　　　 　支店 |
| 科　　目 | 普通　　当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |

事業所一覧（別紙１）　　　　　　**法人名**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| № | ①事業所名 | ②事業所番号 | ③区分 | ④事業所種別 | ⑤支援金額（単位：円） |
| 入所系の場合、定員数 |  |
| 1 |  |  |  |  |  | 円 |
| 2 |  |  |  |  |  | 円 |
| 3 |  |  |  |  |  | 円 |
| 4 |  |  |  |  |  | 円 |
| 5 |  |  |  |  |  | 円 |
| 6 |  |  |  |  |  | 円 |
| 7 |  |  |  |  |  | 円 |
| 8 |  |  |  |  |  | 円 |
| 9 |  |  |  |  |  | 円 |
| 10 |  |  |  |  |  | 円 |
| 11 |  |  |  |  |  | 円 |
| 12 |  |  |  |  |  | 円 |
| 13 |  |  |  |  |  | 円 |
| 14 |  |  |  |  |  | 円 |
| 15 |  |  |  |  |  | 円 |
| 16 |  |  |  |  |  | 円 |
| 17 |  |  |  |  |  | 円 |
| 18 |  |  |  |  |  | 円 |
| 19 |  |  |  |  |  | 円 |
| 20 |  |  |  |  |  | 円 |
| 合計金額【様式第１号に記載する支援金交付申請(請求)額】⇒ | 円 |

※「③区分」「④事業所種別」「⑤支援金額」は、別表の「区分」「事業所種別」

「支援金額」欄に記載されている内容にしたがってご記入ください。

※定員数は、区分が入所系の場合にのみご記入ください。

（様式第２号）

令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書

越障福第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

越谷市長　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記のとおり交付することを決定するとともに、その額を確定したので通知します。

記

１　支援金交付決定額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円

２　交　付　方　法　　　　前金払

３　交　付　条　件

１）越谷市補助金等の交付手続き等に関する規則第８条第１項各号に記載されている事項を遵守すること。

２）令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付申請書兼請求書の申立事項に記載されている事項を遵守すること。

（様式第３号）

令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金不交付決定通知書

越障福第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

越谷市長　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付けで申請のありました令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により不交付と決定しましたので通知します。

記

１　不交付の理由

（様式第４号）

令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金交付決定取消通知書

越障福第　　　　　　号

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　様

越谷市長　　　　　　　　　　　印

　令和　　年　　月　　日付、越障福第　　　号で交付決定の令和５年度（下半期分）越谷市障がい者施設等光熱費等高騰対策支援金につきましては、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

１　取消理由

２　取 消 額　　全部　：　金　　　　　　　　　　　　　　円

一部　：　金　　　　　　　　　　　　　　円